

令和元年度 環境デュー・ディリジェンスに関する検討会（第3回） 議事録

日 時：令和2年1月16日(木) 10:00～12:00

会 場：経済産業省別館 第301会議室

出席者：栗野委員、上妻委員、後藤敏彦委員長、後藤文昭委員、
立川委員、富田委員、名取委員、柳田委員（五十音順）

議 事：

環境デュー・ディリジェンスに関する手引書（案）の検討

（配布資料）

資料1 令和元年度環境デュー・ディリジェンスに関する検討会 委員名簿

資料2 環境デュー・ディリジェンスに関する手引書（案）

1. 開会

<議事・資料確認>

○ 事務局

本日はお忙しいところありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和元年度の第3回「環境デュー・ディリジェンスに関する検討会」を開催させていただきます。

会議に先立ちまして、環境省 大臣官房 環境経済課 安田課長補佐より御挨拶をお願い申し上げます。

○ 環境省

皆さま、大変お忙しいなか、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆さまをはじめ、この短い期間で3回の検討会を開催し、手引書の案をまとめていただきまして、ありがとうございます。本日も皆さまより多様な御意見をいただきまして、最終的な手引書の作成に向けて作業してまいりたいと思っています。こういった会議体での開催は、基本的には今回が最後というように思っております。本日いただいた御意見をきちんと反映させていただいて、皆さまにメール等で御意見を伺う機会を持ちたいと思います。ぜひ本日は活発な御意見をいただき、仕上げに向けた取りまとめにも御協力いただけると幸いです。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○ 事務局

それでは議事に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。（議事次第に沿って確認） それでは委員長、よろしく願いいたします。

II. 議事

<資料説明>

○ 委員長

手引書（案）につきまして、完成していない点多々ございます。先ほど、環境省からもお話がありました通り、集まっての委員会は本日が最後という予定になっております。本日、いろいろといただく御意見が、必ずしもすべてここで解決がつかないまでも、必ず議事録と照合して、ひとつずつ対応していきたいと思っております。御相談しながら進めていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○ 環境省

それでは、資料2の手引書（案）について御説明させていただきます。本日、全体を御確認いただきたいと思います。

目次の1 ページ目の第2章と第3章につきましては、前回記載していたものです。こちらについて、論点が行ったり来たりというものがあるという御指摘がございましたので、まとめ直しました。第2章「DD プロセスとは」のなかで、デュー・ディリジェンスの概念の変遷と OECD のデュー・ディリジェンス・プロセスについて簡単に説明をしたうえで、「(3) 環境マネジメントシステムへの DD プロセスの適用」として、環境マネジメントシステムとデュー・ディリジェンスのプロセスの関係を入れております。第3章「DD プロセスの運用とその留意点」では、手引書のなかでのデュー・ディリジェンス・プロセスの説明を入れております。

第4章「バリューチェーンマネジメントへの DD プロセスの適用」と第5章「リスクマネジメントとの関連づけ」が今回、追加して記載した項目です。第3章では個社のデュー・ディリジェンスのプロセスの説明でしたが、第4章で子会社への適用や上流・下流のバリューチェーンマネジメントを意識した記載をしております。第5章は、デュー・ディリジェンスのプロセスとリスクマネジメントの関連を記載しております。

第6章「重要な環境課題への DD プロセス適用」と第7章「参考」につきまして、先ほど委員長からお話がありましたように、内容についてまだ深く入っていない点多々ございます。第6章につきましては環境課題別にデュー・ディリジェンスを適用するにあたって、何か具体的に注意点があるのかといった視点のものを書きたいと思っております。今回の手引書（案）から記載しておりますのは、環境報告ガイドライン 2018 年度版に挙げられている6つの「主な環境課題」についてデュー・ディリジェンスのプロセスを適用する際に、何かレビューすべきことはないのかということ。「(1) 課題別留意点」として記載していければと考えております。「(2) 開示事例」は、主に海外の事例になる可能性もございますが、記載していきたいと思っております。第7章に関しましては、各国の規制動向や、デュー・ディリジェンスを実施する際に

参考となるツール、あるいは環境課題のリスクをどのように特定するのかという点に関して、参考になるツールなどを書ければと考えております。手引書のなかで参照している文献などをここにまとめて記載していきたいと考えております。

全体の体裁につきましては、文章が多くなっておりますので、全体が確定してから、もう少し見やすい形にまとめていきたいと思っております。

○ **委員長**

今の環境省からの全体構成の説明で特に問題なければ、各章の検討に入りたいと思います。

<意見交換>

○ **事務局**

まず第1章「本手引書の目的」につきまして、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

○ **立川委員**

ここには目的だけでなく、背景も入っているようなので、「本手引書の背景・目的」としたほうが、読み手としては入っていきやすいと思います。

○ **上妻委員**

背景は非常に重要だと思います。

当初、この手引書をつくるにあたって、「細かい手順書にはしない」という考え方で始めたと思います。それはなぜかという点、環境デュー・ディリジェンスのようなものが日本で実務として普及するようになるには、あと3年から5年くらいはかかると思っております。今まだ実務としてないものを細かく書いてしまうと陳腐化してしまうからです。大事なことは、日本の産業社会に対して、環境デュー・ディリジェンスが将来は必要になってくるということをきちんと啓発できるようなものでなくてはならないということです。

そのためには背景が大事なのですが、この手引書(案)には背景がほとんど入っていないです。第1章の冒頭の記載ですが、OECDが言ったから環境デュー・ディリジェンスが必要になったのではないですよ。OECD 多国籍企業行動指針にデュー・ディリジェンスについて盛り込まれたのは、環境デュー・ディリジェンスが必要になった結果であって、原因ではありません。原因は、紛れもなく「国連のビジネスと人権に関する指導原則」ですよ。人権指導原則がデュー・ディリジェンスという言葉を入れ込んできたので、OECD が行動指針のなかにその文言を入れ込むと同時にガイダンスをつくったという背景があるのです。人権指導原則は拘束力がないのですが、それを採択した国は自発的にナショナルアクションプランをつくって対応しなければならず、ヨーロッパの各国、イギリスやフランスはNAPがすでにありますし、ドイツも準備を始めています。その流れのなかでデュー・ディリジェンスの規制が始まってきているということをきちんと書いていかないと、なぜ必要なのかわからないで

すよね。ヨーロッパの会社が各国の国内法でデュー・ディリジェンスの規制を受けるようになれば、そのサプライチェーンに入る日本の会社は当然、ものすごく強い影響を受けることとなります。ある日、突然、その話がきたときに当惑しないように背景をきちんと書いておかなければならないのに、この手引書（案）には全く書かれていません。

もうひとつ重要な点として、人権指導原則は人権デュー・ディリジェンスの問題だけしかなかったのですが、現在は拘束力のある国際条約化を目指して準備が進んでいて、今の状況だと成立する可能性がものすごく高いのです。拘束力のある国際条約をつくる段階になって初めて、環境デュー・ディリジェンスという言葉が入ってきました。その原因はどこにも書いていないのですが、私の知る限りでは、人為的に環境保全に努めない結果、それが人権侵害につながるというロジックだと思います。例えば気候変動を人為的に引き起こすような二酸化炭素をたくさん放出しているといったケースだと、結果として海面上昇のようなものがあつたときに、それで国土を失う島嶼国の人たちの生活に大きな影響を及ぼして、人権侵害につながる。それを避けなければならないという文脈で、国際条約の中で初めて環境デュー・ディリジェンスという言葉が入ってきました。最近、各国の国内法に環境デュー・ディリジェンスという言葉が入ってきたのは、それと連動しているのです。つまり人権デュー・ディリジェンスが根本にあって、その派生として環境デュー・ディリジェンスが出てきているという背景があるのに、環境デュー・ディリジェンスだけ切り離して「はい、やってください」と言っても誰もやらないのではないかという気がします。

○ **委員長**

実は手引書（案）に「はじめに」という項目を書いていたのですが、ごちゃごちゃしているということで削除したという経緯があります。デュー・ディリジェンス自体は英米法の古い概念から言葉としてありますが、国連の指導原則という背景から書き起こすという形でもよろしいということですね。

○ **上妻委員**

今の各国の国内法は、アクションプランの派生で出てきているものですから、今の状況から言うと国連の指導原則がスタートラインになってくると思います。

○ **委員長**

わかりました。ナショナルアクションプランは日本でもこの6月に出るらしいので、やはり人権指導原則の影響を受けていますね。そこから背景を書き始めて、目的をできるだけシンプルにしたいと思います。

他にはいかがでしょうか。

○ **栗野委員**

2ページの内容だけにとどまらないのですが、この手引書（案）はOECD多国籍企業行動指針に依存しすぎている気がします。冒頭からいきなり「OECD多国籍行動指針」とでると、中小企業は「もはや自分の問題ではない」と考えると思うのです。

○ **委員長**

以前の手引書（案）に比べると、OECD の記載は少なくなっているかと思うのですが。OECD のものとは違う環境デュー・ディリジェンスだということを強調したつもりです。

○ **栗野委員**

実際に中身を見ていくと、OECD 多国籍企業行動指針とそれに基づいてつくられたガイドラインをいかに合致させていくかという論理展開でずっと進んでいっているわけです。第1章で「目的」と書いている割には、環境デュー・ディリジェンスと新たに言われるようになってきているチャレンジが何かということが浮かび上がってこないというのが正直な印象です。

○ **委員長**

OECD の人権デュー・ディリジェンスと環境デュー・ディリジェンスは違うということはこの章で書いたつもりです。ベーシックなプロセスとして OECD のプロセスがあるけれども、環境デュー・ディリジェンスは必ずしもそれではうまくいかないという観点で書いてきたつもりですが、まだ不十分だということですか。

○ **上妻委員**

ガイダンスは OECD しかないので、手順について触れれば OECD に触れざるを得ないのですが、背景について書かれていないから今のような御意見が出るのだと思います。

もうひとつ申し上げたいのは、当初の目次案では冒頭のほうに各国の動向が書かれていたと思います。それが、今回は第7章「参考」に移っているのですが、各国の動向はものすごく重要だと思います。時系列的にどのような変化になっているのを見ないと、自分たちに影響があるのかどうかがわからなくなってしまいます。各国の動向は参考資料ではなく、本文にあるべきだと思います。

○ **委員長**

各国の動向が本文の真ん中にあると、法律解説書になってしまって、読んでもらえなくなるのではないかと懸念しています。深く読み込もうとする人は、各国の動向が参考文献にあっても必ず読むでしょう。法律が冒頭に出てくると一般の読者がギブアップする可能性があります。とにかく読みやすくするために、各国の動向を参考文献に持っていこうと考えた次第です。

○ **富田委員**

法律に関して詳しい解説が冒頭に出てくる必要はないですが、背景説明としてはあるべきだと思います。

特に違和感がある点としては、「環境デュー・ディリジェンスに関する手引書」と表紙に書いてあって、2ページ目の3パラグラフに突然、「人権 DD」と「環境 DD」と書いてあって、あたかも環境デュー・ディリジェンスが広く知れ渡った概念であるかのように登場してきているところです。これが一番の大きな問題点だと思います。環境デュー・ディリジェンスという概念が十分に理解されていないからこそその

啓発書であるはずなのに、すでに理解されているかのように書かれている点に違和感があります。

それから、環境デュー・ディリジェンスの定義の説明らしきものがどこにもないので、何らかの形で冒頭に出てこないとわからないだろうと思います。以前も議論になったかもしれませんが、土壌汚染に対する問題や、昔から言われていたいわゆる環境問題、木材関連のデュー・ディリジェンスの規則といったものは歴史もあります。そういったものとの関係性が見えてこない、デュー・ディリジェンスという言葉だけが独り歩きして、わけのわからないことになってしまいます。それらと環境デュー・ディリジェンスとの関係性をきちんと紐解いていく。むしろそれが説明できれば十分くらいだと思います。

もうひとつは、2ページの56行目に「汎用的な啓発書」と書いてあるのですが、具体的な話が出てこない、この手引書を使う企業の側からすると、「結局は何をしたらよいのかよくわからなかった」という印象がどうしても残ってしまうと思います。手引書の中盤になってくるのかもしれませんが、事例といいますか、もう少し実務に近い話をに入れていかないとイメージとして捉えにくいのではないかと思います。

○ **委員長**

ありがとうございます。御指摘のあった点は、第6章と第7章でいかに充実させていくかだと考えています。海外事例や、国内の企業にもヒアリングさせていただきませんが、どこまで開示できるかもわかりません。調達ガイドラインのようなものとしては、デュー・ディリジェンスとしては製紙業界のものがありますし、グローバル・コンパクトでつくっているものもありますので、そういったものも参考にしたいと思っています。先ほど上妻委員もおっしゃったように、デュー・ディリジェンスのプロセスはつくった瞬間に陳腐化します。製紙業界でも策定から3年たったということで、これから改訂するという話が出てきています。やはり具体的なプログラムはなかなか載せられないので、どのような参考例が載せられるかというところだと思います。

○ **富田委員**

個別事例もさることながら、例えば環境マネジメントシステムとの関係性で、具体的にどのようにISO14001のプロセスに入れ込むかということが出てこない、結局は何だかよくわからないまま、「自分たちには関係ない」と思われてしまって、何も変わらない状況になってしまうのではないかと思います。現在の手引書（案）では比較だけはされているようですが、具体性がないがゆえに実務としてはかなり困るだろうという気がします。

○ **委員長**

立川委員、現在のISO14001はリスクベースですか。

○ **立川委員**

やろうとはしています。

○ 委員長

そうですね。そこと結び付ければ、リスクマネジメントと結び付いて、ISO14001 とリスクベースで結び付けられると。そのように心掛けておきます。

○ 上妻委員

私は、それは非常によくはない方向性だと思います。

非常にわかりにくいのは、今まで環境マネジメントをやっているのに、なぜ環境デュー・ディリジェンスをやらなければいけないのかという素朴な感想だと思うのです。ふたつの違いがわからなければならないのですが、それは歴史的な経緯や背景を見ないとわからないのです。

具体的な事例がないとの御指摘もありましたが、それは存在していないのです。フランスが 2017 年につくった法律が、ようやく報告書が出てくる頃です。そうすると、一体どのようなものがデュー・ディリジェンスのプロセスで実施されたのかというものが書かれているケースがあるかもしれない。ドイツはまだ法律にもなっていませんから、実務も存在していません。

だから書きにくいのですが、大事なことは、先ほども言ったように、「環境マネジメントは何が足りないのか」がわかればいいのだということです。それは、「デュー・ディリジェンスの抗弁」にもものすごく関係があるのです。環境マネジメントは事業活動の環境に対する影響を軽減・防止するために企業が自発的に行う活動ですが、デュー・ディリジェンスとは不法行為をなくすためのものなのです。気候変動の結果、他国の国土が減っていったしまったことが広い意味での不法行為であって、そのような不法行為をなくそうということなので、目的がものすごく重要だと思います。つまり、環境マネジメントのように自発的に自分たちで決めてやっていくのではなく、デュー・ディリジェンスをする一定の目的があって、その目的を達成するために必要な手続きを全て踏んだかどうか。それが、過失責任が免責になる条件として、デュー・ディリジェンスの文脈のなかにあるのだと思います。だから、目的が何なのかということがものすごく重要になってきます。具体的な事例を出すよりも、目的とはどのようなものがあるのかということのを列挙して、開示事例を見せていくほうがわかりやすくなると思います。

○ 委員長

語弊を恐れずに言えば、環境マネジメントシステムの統合のところで、「従来の環境マネジメントシステムのままではデュー・ディリジェンスにはなりません」「こういう入れ方をすれば統合できる」と入れるということでしょうか。

○ 上妻委員

デュー・ディリジェンスのツールは環境マネジメントシステムですよ。

○ 委員長

それは理解しています。「従来の」環境マネジメントシステムではデュー・ディリジェンスにはならないということを明確に言わなければわからないということですね。

○ 富田委員

「事例」と申し上げたのは、具体的な実施事例というよりは、まさしく上妻委員がおっしゃったような「海面上昇するとうような事態が起こる」といったことに関して考えなければならないと。そのようなことを書いてほしいということです。想定されるリスク、潜在的なリスクはどのようなものがあるのかということを書かずにそのままにリスクという言葉が並ぶので、具体感がなく、何を評価すればよいのかわからないのです。

環境マネジメントシステムに関しては、ISO14001 では足りないのか、その関係性を明確にしてほしいのです。ISO14001 をうまく使うとデュー・ディリジェンスがかなりできるようになるのか、全然足りなくて他のことをやらなければならないのか、読んでいてよくわからないと感じるところだと思います。

○ 委員長

ISO14001 をうまく使えばできるという論調にしたいと考えています。しかし、従来のパターンではなくて、もう少しリスクベースかつ注意レベルが違うというような書き方になると思います。

○ 上妻委員

今の委員長のおっしゃった内容で私はよいと思います。

環境マネジメントシステムはツールです。ですが、有効性評価の問題であるとか、リスク評価をするための目的をどのように定めるのかということきちんと入れ込んでいって、リスクマネジメントと結び付けていかないとデュー・ディリジェンスにはならないですね。その辺のことがわかればよいわけで、環境マネジメントは十分、足りていると私は思います。

○ 委員長

書き方は難しいと思うのですが、曖昧に書かずに、極論すれば従来の形ではなく、よりリスクベースで、なおかつ注意レベルが年々違って、ツールとしてはISO14001 を使うことは十分可能で有効だという言い方になろうかと思います。

○ 柳田委員

私もマネジメントは ISO14001 で十分できるのではないかと思います。

別の話になりますが、最初に上妻委員が背景と目的の話がされていたところと関連して、文言として残ってしまうとよくないと思う箇所を指摘しておきます。2 ページ目の 45 行目付近に「中小企業の場合」で「欧州企業のサプライチェーンに組み込まれていれば」「得意先から環境 DD に関する情報提供を求められれば」といった表現はかなり限定しすぎだと思います。

本来の意味で企業がデュー・ディリジェンスをやるとはどういうことかを記述しないと、実務でつまづくことになってしまうと思います。あるいは中小企業の方がこの文章を読んだらあまりに自律的ではなく、失礼に感じるのではないかと思います。この箇所はもう少し工夫されて書いていただきたいと思います。

○ 委員長

上妻委員がおっしゃった「デュー・ディリジェンスの抗弁」のところの、要するに自己防衛だという論調のほうがよいということですね。

○ 柳田委員

前回の検討会でも議論になりましたが、結局は環境デュー・ディリジェンスを経営のところにもまでもっていくわけですね。そうすると、「自己防衛」という表現が適切かどうかわかりませんが、企業価値とか企業の存続性というレベルで環境デュー・ディリジェンスが重要だと経営者が理解できる表現にしていきたいと思います。

○ 栗野委員

デュー・ディリジェンスが求められるようになったのは、「従来のように自社の範囲内だけをきれいにしておけばよいということではなくなったから」という背景の部分が手引書（案）に記載されていないから、非常に矮小化していつている気がします。問題はもはや、OECD のガイダンスや国連の人権指導原則を超えているのです。通常はサプライチェーンと言われますがここではバリューチェーンに統一したほうがよいと思いますが、自社の範囲内で個社がきれいにやっていたら、和としてみたときに世の中がうまくいつているのかといえば、そうではありません。自社の範囲内だけをきれいにしていての駄目だということが世界の共通の課題認識になってきています。だから、「どのような規模の企業であっても、自社がきれいかどうかで満足しているだけでは、もはや社会的ライセンスが与えられないのだ」ということを、きちんと書かなければならないと思います。社会的ライセンスのことはこの手引書（案）の後段にも書いてありますが、わりと矮小化されています。上妻委員がおっしゃっている国際条約の流れということもあると思いますが、それをさらに超えたところに課題があります。「気候変動の問題が象徴するように、一社一社がきれいに頑張っても世の中の問題は解決しないから、意識としては自社を超えたところを一緒に見るようにしましょう」となっているのだとしっかりと伝えるべきだと思います。

○ 委員長

御指摘の内容はわかるのですが、書き方が難しいですね。

○ 上妻委員

目的のところ国際的にどのように考えられているのかを書くとうわかってくると思います。ドイツのドラフトを見るとよくわかりますが、環境デュー・ディリジェンスの目的とは、「自分の国の法律と操業している外国の法律を守ること」だと言っています。そこには国際的な合意も含まれて、それ以外にも最新の国際動向が含まれると言っているのです。栗野委員がおっしゃったように、法律の議論だけではなくて、企業責任として一体どこまでやれば許されるのかという範囲を自ら定める。その範囲がかなり広くて、「気候変動であればここまで目配りしなければならない」「水の問題であればここまでやらないと責任ある企業とは言えない」といったよう

なことまで書いていくと、段々とわかってくるのではないかと思います。そのところを注力しながらやって、デュー・ディリジェンスだけでなく環境マネジメントの目的のなかにもきちんと書き込んでいるという事例があれば、役に立つのではないかと思います。

○ **委員長**

御意見として伺います。次に富田委員、どうぞ。

○ **富田委員**

2 ページ 45 行目付近の中小企業のところは「やらされ感」のような記述になっていますが、企業のサイズに応じて環境影響が大きくなったり小さくなったりするのでは必ずしもないわけです。中小企業も非常にネガティブな環境影響を及ぼすこともあるといった視点を入れていかないと違和感があると思います。

○ **委員長**

メッキ工場が浸水してしまって、周囲に大きな影響を与えたという事例もありますね。

これまでの御意見をふまえて、目的と背景のところをもう少し書き直しをしたいと思います。

第2章「(1) DD 概念の変遷」のあたりはいかがでしょうか。ここでは、規範から履行手段、プロセスになってきたということを解説してあります。冒頭に法律の細かい解説を入れると読むのが頓挫してしまうのではないかという意見もありまして、後段の参考文献に移しているものもあります。「背景」のなかにこういった法律を入れたほうがよいといった御意見はありますか。

○ **上妻委員**

全体に、流れのところに簡単な要約だけ書けばいかがですか。それで、「詳しくは後段を見てください」といったことではいかがでしょう。

○ **委員長**

わかりました。

○ **富田委員**

昔から言われている環境デュー・ディリジェンスという言葉を知っている人のほうが圧倒的に多いと思います。それとの違いがはっきりと出てこないとよくわからないまま進んでいくのではないかと思います。違うなら違うと早い段階で出てきた方がよいのではないかと思います。

○ **委員長**

「目的」の中に入れ込むということですか。

○ **富田委員**

一般に、デュー・ディリジェンスという言葉聞いたときに、企業買収のときのデュー・ディリジェンスや、昔から言われている環境デュー・ディリジェンスを想像する人が比較的、多いと思います。それとの違いがきちんと説明されないと、同じことを言っているのか、違うことを言っているのかがいつまでたってもわからない

いのです。そのあたりをこの第2章「(1) DD 概念の変遷」のなかで、きちんと説明をしていったほうがよいと思います。

○ 栗野委員

デュー・ディリジェンスとは呼ばれていなかったけれども、実際には今ここで語ろうとしていることが前から存在していたということもあるわけです。先ほど木材の話がありましたが、「企業向けに調達方針をつくるときにはこういうところをチェックしなさい」というチェックリストはあるわけです。それは完全にデュー・ディリジェンスです。ということは、「存在はしていたけれども、概念としてはひとくくりに整理されていなかった」ということです。企業によってはすでに部分的には実施しているけれども、さらにその範疇が広がってきているということ、第2章「(1) DD 概念の変遷」のなかに位置づけるべきだと思います。単に今まで環境デュー・ディリジェンスとして語られていたものとの違いだけではなく、語られてはいなかったけれども実はそうだったというものも入れるということにしておかないと、全く新しいものが登場してきたと思われかねないと思います。『実は存在していた。それをもっと系統的にやっ払いこう』というものが今回のデュー・ディリジェンスの手引きです」と位置づけをはっきりしたほうがよいと思います。

○ 委員長

なかなか難しいですね。グリーン購入も CSR 調達もデュー・ディリジェンスの一部になりますね。それと手引書でいう環境デュー・ディリジェンスが同じだと理解されるとまた違うということになります。従来のもとの違いをこの変遷のなかでどのように書くかということですね。部分的には重なっているのですが、それだけでは不十分ということですね。

○ 立川委員

CSR の取り組みと共通している部分が多々、あると思います。円で重なっている部分と、はみ出ている部分とをおおまかで構わないので表現して、自分たちに何が関連していて何が足りないのかを読み手が判断できるものがあつたほうがよいと思います。

デュー・ディリジェンスの概念整理ということで、どこがどのように読み手に関連してくるのがわかりにくいと思います。強調する部分は下線を引くといった工夫をしたほうがよいと思います。

○ 上妻委員

4 ページ目の図は、デュー・ディリジェンスという言葉の持っている意味の変遷を語っています。今、御指摘のあつたところを肉付けしていけばよいのではないのでしょうか。

「CSR 調達はデュー・ディリジェンスである」と考える人もいるのですが、デュー・ディリジェンスとは先ほども申し上げたように、広い意味での不法行為を企業が起こさないためにするものです。そのために「何を守らなければならないか」「どこまで調査しなければならないか」ということにもものすごくフォーカスされる

わけです。CSR 調達にそこまでの考え方があるのかと言えば、そうではないと思います。

○ **委員長**

立川委員がおっしゃったように、例えば円が2つで、重なっている部分とそうでない部分があるというような図が描けるかということだと思っています。

○ **富田委員**

「CSR 調達がデュー・ディリジェンスかそうでないか」という議論は、先ほどの「ISO14001 がデュー・ディリジェンスなのか」と同じような話で、デュー・ディリジェンスに全くなっていない CSR 調達がいくらかでも存在していますし、真っ当なものもあると思います。簡単に切り分けるのは難しいと思います。「こういう要素が入っていないと、CSR 調達はデュー・ディリジェンスになりません」ということをきちんと書いていかなければなりません。「CSR 調達はデュー・ディリジェンスの一環です」と言い切ってしまうのは、非常に危険で、ミスリーディングになると思います。

○ **委員長**

従来型の CSR 調達と言ってもきちんとやっているところもあるわけで、非常に難しいですね。

○ **立川委員**

「CSR 調達は何か」と言ったときに、定義が非常にブレます。デュー・ディリジェンスと言ったときに、いろいろなものを想起する人がいます。手引書として、どのように前提を置くかということをはっきりしておく必要があると思います。定義として「これが正解」というのはかなり難しいと思います。例えば、社会的要請というのか、自分たちでアクションを起こすのか、つまり自主性の問題なのか。手引書としての整理、定義、前提というものを何らかの形で明確にしておく必要があると思います。

○ **委員長**

大変難しいですね。そもそも全てが曖昧ななかで、しかも基準は時々刻々と変わっていくわけですから。

○ **上妻委員**

再三、申し上げていますが、要するに、「守るべき目標、目的をきちんと自分で決めて、それを守るための手続きとしてデュー・ディリジェンスのプロセスがあるのだ」という考え方でやるのだということになれば、目的そのものがデュー・ディリジェンスかそうでないかを分けるものだと思うのです。そのデュー・ディリジェンスは法律だけではなくて、もっと広いものを含むようになってきています。「目的をきちんと遵守するためにデュー・ディリジェンスのプロセスを適用すること」がデュー・ディリジェンスだと決めてしまえば、それほど難しいことではないと思います。

気候変動であれば、今の企業が守るべきさまざまな目的、法令、国際的な合意の

ようなもの、TCFD も含まれるかもしれませんが、そういったものが目的としてきちんと明記されていて、それを守るために一定の必要な手続きがなされていて、妥当な結果を生んでいるのであれば、それはデュー・ディリジェンスであると言うしかないのではないですか。

○ **委員長**

御意見はわかっているのですが、どこにどのように盛り込むのが難しいと思っています。

○ **上妻委員**

デュー・ディリジェンスの概念のところに書き込むのはいかがですか。

ドイツで初めて、法律で環境デュー・ディリジェンスという言葉が使われたのです。今まで法律で使われたことはなかったのです。おそらく、環境デュー・ディリジェンスという言葉が市民権を持って歩き出しているということだと思います。そのような経緯が段々とわかってくると、何をしなければならないのかがわかってきます。「今までやっていた環境マネジメントのようなものでも、自分なりに責任を取れる範囲をきちんと決めて、それをデュー・ディリジェンスのプロセスと呼ばれるものを適用しながらやっていくことがデュー・ディリジェンスなのだ」ということになれば、手引書で対応しようとしても難しくはないと思います。

○ **名取委員**

企業側として見ていくと、例えば「環境デュー・ディリジェンスとは何か」ということや、概要などは手引書の冒頭で大まかにでも説明していただいて、その背景や、なぜそれをしなければならないのか、企業にどういうものが求められているのかという細かい内容を次のところから進めていく形がわかりやすいと思います。単純に最初は要約のような形でまとめていただいて、その背景的なものを後ろに載せていくというやり方のほうが、実務の担当者という観点で考えるととてもわかりやすいと思います。

法律や規制の話というものは、企業としては重く受け止める部分が多々、あります。各国の本気度などが見えるところもあるので、できればそういった背景も入れていただいたうえで、どのように環境デュー・ディリジェンスを進めていくべきかという流れに移っていく形にさせていただくと、とてもわかりやすいと思います。

○ **委員長**

貴重な御意見をありがとうございます。

人権デュー・ディリジェンスが国際法化するという流れが、思いのほか早く動き出したという印象を持っています。3年くらい前は、グローバルガバナンスアプローチといって、どちらかというと自主的にやるというアプローチでいくべきだという風潮が強かったという記憶があります。ジュネーブの人権フォーラムあたりから国際法化するというのが出てきて、このところ急速に強化されています。おそらくそのトレンドは変わらないだろうと思っています。

皆さまがおっしゃっていることをどのようにして日本の企業の方が理解できるよ

うにわかりやすく伝えていくかが課題ですね。現時点で OECD のプロセスが基本になると考えています。それを書いて、環境に適用する場合には少し違いがあるのだということをもう少し強調したいと思います。OECD のガイダンスの記載は省略するつもりなので、もう少しここが足りない、これは不要だという御意見があれば言っていただければと思います。

9 ページ 186 行目あたりから「(3) 環境マネジメントシステムへの DD プロセスの適用」に入ります。ここは「環境マネジメントシステム」と表現したほうがいいでしょうか。それとも、「環境へのデュー・ディリジェンスのプロセスの適用」と言って、マネジメントシステムの活用はこの次に持ってくるのはいかがでしょうか。ここは突然、「環境マネジメントシステムのデュー・ディリジェンス・プロセスの適用」となっています。環境への適用であって、人権とは異なるということを書いて、その後にマネジメントシステムの活用として、従来のものではなくて、リスクマネジメントで注意レベルが違うといったことをしっかり入れるという形はいかがでしょうか。

○ **柳田委員**

今の環境マネジメントシステムのところは、工場単位でやっているところもありますよね。そのような場合は、手引書（案）の内容にそぐわないような気がします。ISO を全社で統一して運用しているところがあります。そのようなところはできると思うのですが、個々の工場でやっているところは大変だと感じています。

○ **委員長**

少し複雑なのは、今の ISO14001 はサプライチェーンも入っていますよね。各社、統合でやっても、サプライチェーンは別の形で管理しています。ISO14001 はツールですから、それをデュー・ディリジェンスと合わせるということではできないでしょうか。

○ **柳田委員**

考え方、コンセプトとしてはできると思うのですが、実務にのせられるかどうかは違うように感じます。

○ **委員長**

従来やっている工場単位のものでは、相当程度不十分だということですよ。したがって、そのあたりをどのような書き方にするか検討する必要があります。

○ **柳田委員**

先程の調達も全く同じですよ。調達部門だけで完結しているとすると、この話と同じようなことですよ。

○ **委員長**

「CSR のチェックシートをやっていればいい」ということになってしまうわけですね。

ほかに何かございますか。

○ **栗野委員**

8ページのところでひとつあります。実務に本当に関わってくるので、しっかりと書き込んだ方が良いと思っています。181行目からステークホルダー・エンゲージメントのことが書いてあるのですが、OECDの世界におけるステークホルダーの考え方を日本企業が本当に理解しているのか、私は疑問を持っています。CSR報告書やサステナビリティ報告書で、ステークホルダーと書いてある構図のなかに、NGOと書いていない企業が数多くあるわけですよ。しかし、環境デュー・ディリジェンスの一番の情報源はNGOなのです。日本企業が考えるステークホルダーは、株主、社員、お客様。そこからデュー・ディリジェンスの情報はあがってきません。その点が理解されなければ、ステークホルダー・エンゲージメントで情報があがってくると思われても、あがってきません。

○ **上妻委員**

今の関連で申し上げますと、書くのが非常に難しいです。なぜかという、NGOとのエンゲージメントをしないと問題が解決されないのは、ほとんどが人権だからです。人権の場合には、NGOがいなければ完全に上手く動きません。環境の場合には、環境マネジメントシステムとサプライチェーンマネジメントシステムでかなりの部分まで対応できると思うのですが、人権デュー・ディリジェンスの話を排除してしまうと、わからなくなります。つまり、人権デュー・ディリジェンスとの関連のなかで環境デュー・ディリジェンスが出てきているということを度外視して、環境だけを抜き出すそうとするとそのようなわかりにくさが出てくるのだと思います。ステークホルダー・エンゲージメントの中身まで詳しく書くということになると、それは、この手引書の役割なのかということも考えてしまいます。

○ **委員長**

冒頭で上妻委員がおっしゃった今回の環境デュー・ディリジェンスが国連の人権指導原則の流れから来ているという前提に立つと、人権デュー・ディリジェンスから来ているという切り口で書くことになります。そのうえで、環境に関するデュー・ディリジェンスが人権デュー・ディリジェンスと何が違うのかを書くということになると思います。

○ **栗野委員**

例えば、フォルクスワーゲンのディーゼルゲートが発覚したのは、NGOの調査です。したがって、環境の世界でも、NGOの指摘は重要ですが、環境課題は人権のようにピンポイントでは解決できないので、環境NGOで解決できるのかと言ったらできないのは事実です。しかし、デュー・ディリジェンスで前半の部分は、NGOがほとんどの情報を持っているので、私は人権と環境とは大差はないと思っています。

○ **上妻委員**

入手できる情報のなかで最も多いのが人権の話だということです。人権は、わかりやすいですね。ディーゼルゲートの話が環境デュー・ディリジェンスに関して適切であるかということとはわかりませんが、もちろん、栗野委員のおっしゃるよう

に環境デュー・ディリジェンスの例がないわけではないと思います。しかし、最もわかりやすく、最も多くの事例があって、入手しやすいのが人権です。地域にいる人たちや、サプライチェーンの会社の従業員、NGOなどが決定的なステークホルダーになっていることを知るためには、人権の事例を見るのが一番わかりやすいと思います。ですが、あまり人権デュー・ディリジェンスに走ってしまうと、このガイダンス文書の趣旨から少し外れてしまいます。例えば、資料のところに書き込むか、もしくは、環境報告ガイドラインにはステークホルダー・エンゲージメントの詳細解説が書かれるはずなので、その詳細解説のなかにそのようなことも含めて書いてもらうという形で連動するようにしたほうがよいのではないかと思います。

○ **委員長**

ステークホルダーの概念が日本は違うということを手引書で書いても仕方ないのではないかと考えています。後段の留意点の方で、NGOが関わっているのは欧州だけではないですね。

○ **栗野委員**

8ページに書かなければならないわけではなくて、もっと後段の「実際にどのように実施していくのか」というところで、世界でどのように情報収集が行われているのかというところを事例で書いてもよいと思います。

○ **上妻委員**

だとしたら、第6章「重要な環境課題へのDDプロセス適用」で書いたらどうでしょうか。

○ **栗野委員**

今の手引書（案）の状況だとそこが書き込まれていないことと、重要性があまり浮き上がって来ないことが問題だと思っています。ここが、私は、デュー・ディリジェンスの肝だと思っています。情報を集めなかったら価値を判断できないので情報収集が肝だということと、そのリソースをどこに取っていくのかということが、非常に重要な部分だと私は思います。

○ **上妻委員**

ヨーロッパはNGOがものすごく強く、情報の収集能力もリソースも多くあって、発信もものすごくしています。そういうものが日本の中では、少し弱い気がします。日本の企業の人たちが考えるNGOの現状と、ヨーロッパの状況とは違うということをよくご理解いただいたほうがよいと思います。

○ **委員長**

それはわかっているつもりで、先程から悩んでいるわけです。

○ **栗野委員**

日本のNGOが弱いとされているのは、情報を意図的に発信していないからです。日本企業のメンタリティを考えると、One to Oneでやっているからです。確かに、世の中には広まっていないかもしれませんが、日本人のメンタリティに合わせて公表しないことが結構あるので、弱いとは断言できないし、やっている部分はあ

ります。

○ 上

○ 委員長

事務局からもヒアリングはさせていただきます。いくつかの会社は、実は、私の方からも紹介してヒアリングさせていただくことにはなっているのですが、ヒアリングの結果がどこまで書けるのかは、日本人のメンタリティから見て、なかなか書けないとは思っています。

○ 富田委員

今の話では、必ずしも日本の NGO が発信しなくてもいいと思います。海外の NGO も十分な情報源になり得るので、あまりそこを否定する話ではないと思います。この栗野委員が指摘された 8 ページの最後のパラグラフに関しては、「DD プロセスの運用には情報収集は不可欠です」と書いてあるのにもかかわらず、説明の丁寧さに欠けると思います。NGO も出てくるかもしれませんが、「情報源としてはこのようなものがあります」といったことを書いてあげれば便利だと感じます。

○ 委員長

最近、報告書を読んでいると、レインフォレストに関する認証なども、昔と変わり、食品会社も取得するようになってきていますね。その点もひとつの情報源となるのですかね。

○ 上妻委員

19 ページにステークホルダー・エンゲージメントの記載があるので、ここに書いてはいかがでしょうか。皆さんがおっしゃるようなことを含めて、少し量を増やして、詳しく書いたら良いのではないのでしょうか。それで足りると思います。

○ 委員長

わかりました。ただ、先ほどの CSR 調達の話で、もう少しデュー・ディリジェンスとの違いを明確にしないと「やっているからいいでしょう」という話になってしまうのではないですか。

○ 上妻委員

いえ、ステークホルダー・エンゲージメントのところです。

○ 栗野委員

そもそも情報収集とエンゲージメントは別物です。そこが混然としてしまうと、「ステークホルダーダイアログをやりました。そこで、情報をいただきました。それが、ステークホルダー・エンゲージメントを通じた情報収集です」と思われてしまいます。情報収集というのは、information ではなくて intelligence なので、デュー・ディリジェンスとして本当にやるのであれば、そのようなレベルのことはできないですね。情報収集の仕方を NGO が提供することもあるわけですよ。例えば、木材調達方針の作成におけるチェックリストというのは、やり方を提供している場合もあるわけですよ。Intelligence そのものを提供している場合もありますし、intelligence の集め方を提供している場合もあるわけで、単なるステークホルダ

ー・エンゲージメントではないのです。

○ **上妻委員**

私は、それに違和感があります。NGO のところに行って情報収集することも、エンゲージメントという手法だと思います。それから、日本の企業がやっているようなステークホルダー・エンゲージメントのイメージが強すぎて、本来の意味とは外れてしまうというのであれば、それこそ非常に大きな問題だと思います。手法自体が私はエンゲージメントだと思うので、書き方の違いはどうかであれ、そういうことが明確になるように書ければいいだけであって、NGO が排除される必要もありませんし、事例を見せていくことが、情報収集やエンゲージメントの考え方に非常に重要になってくると思います。

○ **後藤(文)委員**

今の議論を聞いていて、確かにデュー・ディリジェンスの定義や環境デュー・ディリジェンスの定義などが明確ではないなかで議論をしているので、いろいろな意見が出てきているというところがあると思います。デュー・ディリジェンス自体は重要なのですが、あくまでもプロセスだとわかった上で議論をするのが必要だと思います。

確かに、CSR 調達では十分ではないけれどもそこから得られるものもあるし、ステークホルダー・エンゲージメントで全部は満たされないものの十分な部分もあるので、それぞれの手法のよいところを集めてきて並べるとというのが、ひとつの手だと思います。そのような形でまとめていただければ、今までやってきたことが否定されるわけでもありませんし、「こういう形に変えていけばよいのだ」「ステークホルダー・エンゲージメントからも情報を得られるのだから、相手として NGO ともやった方がいいのだ」ということがわかってくると思います。

デュー・ディリジェンスは、目的として非常に崇高なものが求められています。その行為だけではなくて、モラルなども求められているため、行きつくところが難しく、手順も難しくなるのだらうと思います。今の議論として、欠けているところを突いてしまうと駄目なように思えるのですが、「今あるものを上手く使っていこう」ということをひとつの方向性と考えるいただければよいと思います。

○ **委員長**

柳田委員や名取委員のところでは、デュー・ディリジェンスを実験的にサプライチェーンや海外工場に対して行ったことはありますか。その時の留意点を入れ込むとしたら、どんなことがありますか。

○ **柳田委員**

一番判りやすいのは、やはり先ほどの CSR 調達の関連です。「それは、調達部門がやっていることでしょう」という話になってしまうのです。先ほど工場の話を出したのも、「あそこの工場は上手く運営している」という、部門や工場に限定した話になってしまいがちで、本来はそれでは済まない、完結しない話です。デュー・ディリジェンスを「事業をする上で必要不可欠なものです」というところまで引き上げ

てきて、基本的な経営の判断のプロセスにしっかり入れていくというところが、私は一番重要だと思っています。その視点の変化が出てきた時に企業としての立ち位置が客観的に問われ、手法として、先程の栗野委員がおっしゃったように NGO から聞かないとわからないようなことが出てくるのだと思います。

○ **委員長**

名取委員はいかがですか。

○ **名取委員**

私たちのところでは、サプライヤーでいうと約 8,000 社と非常に多く、例えば紛争鉱物で言えば、ある項目をもとに調査を実施して、その結果をふまえて重点的にみるべきサプライヤーを判断していく形になります。その重要なところを訪問して実際に現場を見に行き、今の管理状況を確認する、というように細かく見ていく方向性で進めている状況です。環境デュー・ディリジェンスという観点でも同じような形で項目を挙げるにあたって、何が適しているのかについては、NGO も含めたステークホルダーの皆さまから情報を得た上で項目出しをして、線引きをするという手法を使っていると思います。そういうことをしないと、おそらく時間だけがかかってしまって、効率的な判断ができなくなると思います。

○ **委員長**

少し質問を変えます。私は、本当のグローバル大企業は自分のところでデュー・ディリジェンスができていからいいだろうとっていて、その次くらいのグローバル企業には大変参考になるものにしていくことを考えているのですが、グローバル大企業といえども、まだデュー・ディリジェンスはそれほど進んでいないという観点でよろしいでしょうか。

○ **名取委員**

環境デュー・ディリジェンスとして、例えば、気候変動などで言えば、お取引先に対しても「目標を持って進めてください」という伝え方をしています。結果的に各社、原単位なのか、総量なのかという差はありますが、最終的に下げていくという取り組みを進めて頂いております。それらの取り組みを考えると、何らかの形で対応はしていると考えています。

○ **委員長**

わかりました。富田委員、お願いします。

○ **富田委員**

19 ページの「CSR 調達」についてひとつコメントをしたいのですが、ここで CSR 調達という言葉が出てくるのは、非常に違和感があります。そもそも 17 ページから 19 ページにかけて、「①ビジネスモデルの把握」「②バリューチェーンの把握」「③ステークホルダー・エンゲージメント」「④CSR 調達」と書いてあるのですが、ここはリスクの特定の話をしているところです。CSR 調達は、リスク特定のための話ではなくて、ある意味でデュー・ディリジェンス・プロセス全部を包含しているので、ここに CSR 調達と書いてしまうのがおかしいのではないかと思います。

その前の「③ステークホルダー・エンゲージメント」は、サプライヤーもステークホルダーの一部だと考えれば、そこにいわゆる CSR 調達が入っていると言えますし、「②バリューチェーンの把握」と書いてあって、ここでは漠然としたマッピングの話しかしていないのですが、バリューチェーンをより正確に把握するという観点から、サプライチェーンのより現場レベルの状況の把握だとも言えると思います。したがって、このようなことをやりたいのであれば、「より現場の状況の把握」といった言葉にさせていただきたいと思います。「CSR 調達」という言葉を使ってしまうと、非常にミスリーディングではないかと思います。もしくは、ステークホルダー・エンゲージメントのなかにサプライヤーやビジネスパートナーとのエンゲージメントと入れて、その現場の状況を把握するということをリスクの特定のプロセスで言うか、どちらかの処理にしないと、今の形は非常によろしくないと思います。

○ **委員長**

わかりました。ありがとうございます。栗野委員、お願いします。

○ **栗野委員**

全般の話で有効性評価のことなのですが、何をしようとしているのかがわかりません。もともと、「OECD の表現を言い換えます」と言って、「結果を追跡調査する」と言っているのですが、有効性評価とは、KPI をひいて、どういうふうリスクが軽減されたのかを測るということなのでしょうか。いろいろな箇所で「有効性評価をする」と言っているのですが、場所によっては違うことを意味しているような感じもあって、有効性評価という表現がよいとは思えません。なぜ、OECD のもとの表現の「追跡調査」にはしなかったのかということを確認させていただきたいと思います。

○ **上妻委員**

私は、有効性評価の方がよいと思います。追跡調査は、行為であって目的ではありません。追跡調査をする目的は、最初に定めたデュー・ディリジェンスの目的、当社は遵守するとした目的が達成されたかどうかを現地まで行って、調べてくるという考え方です。したがって、それが上手く機能していなければ、デュー・ディリジェンスのプロセスを適用していても、それはデュー・ディリジェンスとしては成立していないので見直すべきだという考え方です。有効性評価は、さまざまところで出てくる言葉なのですが、それがわかりにくいというのであれば、もう少し説明を加えるくらいでよいのであって、追跡調査にするともっとわかりにくくなるような気がします。

○ **富田委員**

上妻委員とほぼ同じ意見です。追跡調査と有効性評価は違って、追跡調査をした結果、本当にリスクの軽減策が有効に機能しているかどうかを見るのが有効性評価なので、レベルとしては違う話をしているので分けて書いたほうがよいと思います。

有効性評価の話が出たので言うと、23 ページに「IS014001 やエコアクション 21

等の認証を取得」や「第三者による保証を受ける」などが書いてあるのですが、エコアクション 21 が本当に有効性評価まで保証するのかという素朴な疑問があります。「有効性評価に関する第三者による保証」というのがわからなかったため、具体的にどのようなものをイメージされているのかということを確認したいと思います。

○ **栗野委員**

今、おっしゃった部分が私の混乱を招いていました。マネジメントシステムで有効性を評価することかと思いました。これは、あくまでもシステムとして回っているかどうかというものなので、実際にリスクが軽減されているかどうかということを見るものではないのに、ここに書き込まれたので、「これは何の有効性を測ろうとしているのか」というのをどう理解するべきかがわからなくなっていました。

○ **委員長**

立川委員に伺います。ISO14001 の有効性評価は、スタートの時はマネジメントシステムの有効性だったのですが、今有効性評価は、取り組みの有効性評価ではないのですか。

○ **立川委員**

両方です。

○ **委員長**

エコアクションも 2017 年版は、少しそのように変えましたよね。

○ **立川委員**

パフォーマンスですね。

○ **委員長**

はい。そういう意味では、ISO もエコアクションもパフォーマンスの有効性評価に変わってきています。

○ **立川委員**

システムとしての有効性とパフォーマンスとしての有効性、エコアクションは、もう少し活動の有効性を謳っていると思うのですが、両方を必ず見ることが ISO14001 の位置づけだと思います。

○ **富田委員**

今のところで言うと、栗野委員が混乱されたのは、マネジメントシステムで十分ではないと言いながら、マネジメントシステムの有効性を評価すればよいと読めてしまうところが、自己矛盾を秘めているのではないかと思います。

○ **委員長**

従来のマネジメントシステムではなくて、ISO14001 をツールとして使って、デュール・ディリジェンスのプロセスが入り込んでいるものの有効性評価であればよいというような形にしないと、今までの通りで良いというような、先程の柳田委員の御指摘とも重なりますが、そこは違うということは示したいと思います。

○ 後藤(文)委員

手引書なので、手続きまで載ることが期待されると思うのですが、こだわらないということであれば、それはそれでよいと思います。

もうひとつ、先ほども言いましたが、デュー・ディリジェンスは、マネジメントのなかのひとつのプロセスなので、そこに特化したような書き方に変えていかないと、デュー・ディリジェンスをすると全てをコントロールができるように見えてしまいます。そこは、「デュー・ディリジェンスとは」というところで、プロセスのひとつだと書いた上で、有効性評価はさらにそのプロセスのひとつということでもとめていただければ、あのような混乱はかなり防げると思います。

○ 委員長

プロセスのことは上妻委員がおっしゃったように、まだ確立しているわけではなく、陳腐化するので書きませんが、具体的な例は参考事例として、ただし、それが良いかどうかは、全部自分で判断してくださいということになってしまいますが、それは、6章、7章でほとんど書かれていないので、そこでどのようにするのかを検討する必要があります。6章、7章に入れるべきものについて、皆さまから情報提供、御意見をいただきたいと思っています。木材関係のことは少し入れようと思っています。また、製紙業界のデュー・ディリジェンスのプログラムや、グローバル・コンパクトで作ったCSR調達のチェックシートのようなものもあります。それらはあくまでもデュー・ディリジェンスの一部になり得るという前提での参考資料として入れようと思っています。あくまで参考資料ですので、経緯から見て完璧なものがあるわけではないということをごくここに書かなければいけないと思うのですが。

○ 上妻委員

今のおっしゃっている流れだと、例えば、JEITAの紛争鉱物のチェックシートも入るといえることですか。ただ、先ほど言っていたことですが、環境と人権とが両方混ざっているものは良いが、そうではないケースでは混乱するので、なるべく環境だけにすることになると、なかなか入れるものがないと思います。

○ 委員長

人権に特化したものはできるだけ載せないようにしますが、環境と何かが混ざっているものは載せておいた方がよいかと思っています。サプライヤーに対するJEITAのチェックシートは含有物質ですから、どちらかと言えば環境でしたよね。

○ 富田委員

JEITAはいくつかあると思います。もともとサプライチェーンに関するCSR推進ガイドブックというようなものがあって、まもなく改訂されるのですが、それは、どちらかというより包括的で人権も環境も全部入っているものです。そういったものを取り上げるという方法もあると思いますが、それを始めるとグローバル・コンパクトも含めて膨大な数があるので大変なことになってしまいます。なぜこれを選んで、それを選ばなかったという議論に発展しそうな気がします。逆に言えば、

OECD のデュー・ディリジェンスのガイダンスと明確な整合性を謳っているといったところに絞るのであれば、まだよいと思います。従来からこの世界は長い歴史があって、本当にツール類が数多くありますので、どこまで挙げるのかが気になります。

○ **委員長**

その基準が明確ではないので、御意見を伺いたいところです。

○ **富田委員**

ここに引用されている RBA のガイダンス文書。これは、OECD のデュー・ディリジェンスのプロセスとともに、どういうツールを参照してほしいと書いてあるので、これは、有用なリファレンスになると思います。いわゆる SAQ 的なものは、ここで挙げてどこに対応するかもよくわからない状態になるので、逆にミスリーディングで、「それをやればよい」と思われるのもよくないと個人的には思います。

○ **委員長**

わかりました。載せる基準が今のところ全然議論されていませんので、今日、お聞きしたかった部分です。

○ **栗野委員**

人権と環境の部分との関わりで、もう一度、有効性評価に戻ります。有効性評価の 22 ページの「b. 運用における留意点」が書いてあるのですが、環境で言うのは難しいだろうと感じています。今の手引書（案）にあるのは、人権であれば言えるというような有効性評価の内容だということが、私の正直な感想です。22 ページ 487 行目あたりの「生態系の損傷リスクに対しては、社会的に根本的な解決を求められることが多い」とありますが、個々の企業に根本的な解決を求められないですよ。あるいは、すぐ下の部分に、「自己評価ではなくて、いろいろな人からの評価を取ってください」といったことありますが、環境リスクに関しては、個社の評価は無理ですよ。できるものもあるかもしれませんが、生態系の損傷リスクとなるとまず無理です。環境デュー・ディリジェンスで書いていると言うわりには、人権デュー・ディリジェンスの世界から抜け切れていないというのがあります。それが有効性評価を環境デュー・ディリジェンスで書くのかという根本的な肚落ちが、なかなか難しい部分に辿り着きます。上妻委員がおっしゃったこともよくわかるのですが、環境デュー・ディリジェンスの有効性評価は、どこまで求める必要がありますか。

○ **委員長**

おそらく、環境デュー・ディリジェンスの有効性評価は、改善されていれば有効だという評価にしかならないと思います。

○ **栗野委員**

それは、何をもって改善したと言うのですか。

○ **上妻委員**

データですよ。

- **委員長**

少なくとも何かの施策を講じると、PDCAを回すわけですね。そのなかで、何かしらの改善があれば有効に機能しているという言い方しかできないと思います。
- **栗野委員**

それにしても、根本的な解決と言うと、非常に難しいと思います。
- **委員長**

その通りですね。項目によりますよね。
- **上妻委員**

例えば、水ストレスの問題でインドに工場を作って、水源が枯れてしまって、他に大きな影響が出るというものは、基本的に根本的な解決が求められるものですよ。全部というわけではないですが、局地的にそのようなものもあって、「それは企業の責任として、デュー・ディリジェンスの対象としなければいけない」という考え方が啓発的につながればよいのだと思います。「こうやってやりなさい」という話だとできないことですが、「姿勢としてそういうことだ」というふうに、少しトーンを下げて、書き加えれば良いのではないのでしょうか。
- **委員長**

水の問題は、カナダあたりだとほとんど問題にはなりません。しかし、インドであれば、根本的な解決をしなければいけないかもしれません。場所と水系と、いろいろところで違います。書き方の問題として、求められる場合もあるが、それで解決できない場合もあることを、どのように書くのが難しいところです。
- **栗野委員**

上妻委員のおっしゃることはとても重要で、それは有効性評価だけで書く話ではないと思います。それこそ、前段で、「そういうところまで求めることが多いから、デュー・ディリジェンスで幅広くやることになった」と書くことが必要です。有効性評価に矮小化して語っては駄目だという意味です。有効性評価はそんなに簡単にできないという見識をもったうえで、どこまで求めるのか。1社で頑張るインドの水の状態が改善すると思いますか。あるいは、アマゾンの森林の減少が止まると思いますか。インドネシアの森林火災がなくなると思いますか。無理です。したがって、「有効性評価は何を求めるのか」というのをしっかりと設定してあげないと、何をやればよいのかわからないということに終わります。
- **委員長**

個社の取組みとしては、有効性評価はその状況に応じて個社で決定する以外にないわけで、そのなかで有効性評価を果たすことになると思います。現実には今のISOもそのような形でやっているのだから、それが十分か不十分かは置いておいて、先ほどの話で何らかの評価をしなければいけないと思います。
- **栗野委員**

そうであれば、ここは、プロキシを立てるしかないですよ。その生態系では測ることができませんから、環境そのものの改善度合いでは、測れません。プロキシは

ということかと言うと、例えば、「NGOからの攻撃件数の減少や、機関投資家からのクレーム件数の減少など、別のプロキシを立てることが必要です」というくらいに書いたほうがよいと思います。

○ **委員長**

書くかどうかは置いておいて、個別課題の時に、プロキシを立てられる課題とそうではない課題があると思います。そのような書き方ができるならよいのですが、プロキシを立てるほど、日本企業はやられていないと思います。

○ **富田委員**

有効性評価もさることながら、軽減策のところをもっとはっきりした方がわかりやすいと思います。いろいろなリスクや負の影響があって、解決できそうなものにも千差万別あって、絶対に解決しなければならないインドの水の例もあれば、徐々に改善していれば良いように思われる、例えば、CO₂排出量の話もあれば、エコシステムのように1社ではとても無理なものもあります。試算が全て違うはずで、非常にマクロな話になってくると個社というよりは、業界で動くとか、国を動かすとか、そういう対応策になってくる話で、さまざまなレベル感があります。それぞれの施策が有効であるかどうかは、また別の視点になると思います。したがって、有効性から議論をするよりは、軽減策のようなところを紐解いてあげないと、話が見えないのではないかと思います。

○ **委員長**

おっしゃる通りで、個別の項目のところ、「この問題は」と書けるのか書けないのかということになります。

○ **柳田委員**

例えばCO₂の問題にしても、省エネ、省資源の取り組みで進めていて、そこで効果が出ていたと思っていたのですが、SBTをやらなければならないことになりました。これはやはりSBTになった方が良いわけですね。変わっていかなければならない、頭を切り替えていかなければならないということ、つまり有効性というものの見方が変わってきているというのがしっかりと理解できるものでなければなりません。そうでないと結局、同じことをやって、「今までのままでよい」ということになる可能性があるので、ここはかなり重要なところだと思います。

○ **委員長**

冒頭の目的・背景のあたりで、そのところが明確に打ち出されていないという話ですね。注意基準というものが変化してきていて、従来の延長線上ではほとんどのものが、極論を言えば、駄目になるという状況だと思います。

○ **立川委員**

22ページ492行目ですが、「負の影響・リスク」という書き方が気になっています。途中から「負の影響・リスク」という書き方で整合性が取れていればいいのですが、前段の方の4ページ96行目あたりは「リスク」となっています。どのような捉え方で使い分けているというのが具体的にあるのでしょうか。細かいことです

が、重要なことだと思いますので、どのように整理しているのかを教えてくださいと思っています。

○ 委員長

これは、4ページ96行目は、「悪影響・リスク」となっていますよね。OECD ガイダンスが「悪影響」になっています。何が、「負の影響」に当たるのでしょうか。

○ 上妻委員

OECD ガイダンスは両方使っています。

○ 委員長

わかりにくいので、「負の影響・リスク」に統一しようというのが直っていないということですね。

○ 立川委員

そういうことですね。わかりました。

○ 事務局

4ページは考え方を紹介するので仕方ないのですが、これ以降は、全て「負の影響」に洗い替えたということです。

○ 上妻委員

リファレンスの付け方も統一がされていない状態になっています。初出と既出の書き方もありますので、最後に整理する時に合わせてもらえればと思います。

○ 委員長

そうですね。初出のところで、以降、「『負の影響』にします」と書いたほうがよいですね。

○ 後藤(文)委員

今のところで確認なのですが、4ページ100行目から103行目のところは、もう合意されたということで進んでいるのですよね。デュー・ディリジェンスの定義のところですか。

○ 上妻委員

これは、OECD ガイダンスで言っているものです。

○ 後藤(文)委員

この手引書でいうデュー・ディリジェンスの定義とは何でしょうか。どこに明記しているのでしょうか。

○ 上妻委員

OECD ガイダンスのものを使っているのではないのでしょうか。

○ 後藤(文)委員

そういうことは、この手引書でのデュー・ディリジェンスの定義もこれだということですね。

○ 委員長

そういうことになります。

○ 後藤(文)委員

そうですね。わかりました。

○ 委員長

次は立川委員、お願いします。

○ 立川委員

情報開示のことについてです。23 ページ 516 行目の情報開示の話というのは、これは、同じページの「(5) 情報開示」に入れたほうがよいと思います。後ろにつながるとすると、第 6 章「重要な環境課題への DD プロセス適用」と、今回の手引書の背景で報告ガイドラインのことが言及されていると思いますので、そのあたりの要素を情報開示のところに入れた方がよいと思います。

○ 委員長

第 6 章の課題別のところに、「この課題は、環境報告ガイドラインから取ってきています」というようなことを書くことにしたいと思います。では、次はオブザーバーの日本経済団体連合会よりお願いします。

○ オブザーバー(日本経済団体連合会)

「環境デュー・ディリジェンスとは何か」という定義、目的についての文章がこの手引書(案)にはなく、4 ページ 98 行目以降にある OECD のガイダンスに関連してデュー・ディリジェンスが紹介されていて、その後は 9 ページにタイトルとして「(3) 環境マネジメントシステムへの DD プロセスの適用」という言葉があるので、「環境デュー・ディリジェンスとは、OECD で定義されているデュー・ディリジェンス・プロセスを環境マネジメントシステムに適用するということ」だと類推して読まざるを得ないと思います。仮にそうであるなら、使われている言葉の定義を、全体を通して統一していただく必要があると思います。例えば、先ほども議論になった、「負の影響とリスク」に関して、20 ページ 427 行目の段落に記載されている内容には納得がいくのですが、他方で、22 ページ 486 行目には、発生原因となった事業活動の停止・防止が目標であると全く違うことが書かれています。有害物質を排出する場合、2 ページ 38 行目に「事業活動が環境資源を利用する限り、環境負荷を完全になくすことは現実的でない」と書いてあるなかで、有害物質を発生することそのものをなくすということが「事業活動の停止・防止」を意味するならば、実際に負の影響が出ないように処置をすることは「負の影響・リスクを回避する」ことになると思います。どちらが求められているのかをしっかりと確認したほうがよいと思います。仮に事業活動を停止する・防止することが目標だとすると、企業にとってはかなり厳しいこととなります。

さらに、例えば目標や有効性評価も、定義や目的に立ち返って考えていただく必要があると思います。例えば、21 ページ 467 行目から「目標には短期的に達成可能なものの中・長期であれば達成可能なものがあります。後者については、時間をかけても負の影響・リスクの完全除去が可能であるならば」とありますが、そもそも

完全除去ができるかどうかロードマップによる管理をすべきかどうかの判断基準になるものではないと思います。目標をどのように考えるのか、それを達成するためのロードマップをどのように位置づけるのかということ踏まえ、定義に立ち返っていただくとよいと思います。

有効性評価にも同じようなところがあります。22 ページ 484 行目の「b. 運用における留意点」に関しても、何に留意しなければならないのかが混在している印象を受けます。例えば、22 ページ 491 行目に「有効性評価の基本は自己評価ではなく追跡調査」と書いてありますが、そもそも、自己評価と追跡調査とは相対する概念ではないと思います。自己評価に関して言うと、23 ページ 502 行目から「排出量や放出量が一定量削減されたとしても、それが負の影響・リスクの低減に有効だったか否かは主観的な判断にならざるを得ず」とあります。それを受ける形で、ISO14001 などが有効であると書いてあるのですが、「自己評価にならざるを得ず」という点がそれで担保されるのでしょうか。自己評価がもたらす限界を担保するためには、普通に考えると第三者評価になると思うのですが、それとの関連づけができていないなど、有効性評価のところだけを見てもかなり整理が必要ではないかと思います。

○ **委員長**

環境の場合、事業をやめるとなると、例えば違法伐採木材の事例があります。森林の違法伐採をしている事業者とは付き合わないとか、やめてもらうとかいったこととなります。ほとんどの場合は、どのように軽減するのかという問題が多いと思います。定義は定義として、具体的な案件としてどのようにやるのかということだと考えています。

○ **富田委員**

今、御指摘のあった4ページのデュー・ディリジェンスの定義のところ、OECDのガイダンスの定義に則っていくということであれば、「実際のおよび潜在的な負の影響」がキーワードになってくると思います。これを「環境に対する」実際のおよび潜在的な負の影響に対処するのが環境デュー・ディリジェンスであると定義するのがわかりやすいと思います。先ほどの「負の影響・リスク」というのは、この「実際の及び潜在的な負の影響」のことを言っているので、言葉は統一したほうがよいと思います。人権の場合は、これをまとめて「人権リスク」と呼んでいると思いますので、「環境リスク」という言葉を使うかどうかは微妙なところだと思いますが、繰り返し出てくる言葉なので、ひとつの概念として「実際の及び潜在的な負の影響」という言葉を使うかどうか、一貫したアプローチが必要だと思います。

○ **委員長**

環境に関するデュー・ディリジェンスの定義を9ページあたりに入れるとします。そのときに、今の話で「実際の及び潜在的な負の影響」というのをカットして、「以降、負の影響・リスクという」と入れればよいということですね。

○ **富田委員**

リスクという言葉がいろいろな形に出てくるので、なるべくリスクという言葉は

使わないほうがよいと思います。後ろの法律の説明でもリスクという言葉が出てきますが、それぞれの考え方で「リスク」と使われています。いろいろと意味合いが出てくるので、扱いが非常に難しいと思っています。

14 ページ 282 行目から、「取締役会メンバーが、1) 持続可能な社会のあり方、2) 持続可能な社会への移行過程で起きる社会システムの大変革が企業経営に及ぼす影響、3) 企業経営を取り巻く環境変化への適応が長期的に企業の維持・存続・発展につながることを十分に理解していなければなりません」とあるのですが、これでは一般的なことしか書かれていなくて、本来はデュー・ディリジェンスの必要性を理解しなければ話にならないのではないかと思います。この1) から4) を理解したところでデュー・ディリジェンスをやろうということには決してならないように思います。もう少しデュー・ディリジェンスに紐づける必要があると思います。負の影響のような話が全然、出てきていないので、そこは書いていかなければならないと思います。

21 ページ 454 行目から目標設定に関する記述が出てきます。「誰が見てもその目標なら許容できると思われるような水準」とあるのですが、非常にハードルが高いと思います。これだけでなくは駄目だという表現は避けて、「設定する努力」くらいにしておかないと、企業にとってはハードルが高すぎると思います。

22 ページ 497 行目以降の記述は、意味が不明です。「社内チームが行うので、その効果には限界があります」とありますが、第三者がやれば限界はないとも読めてしまいます。次の文の「相手方がサプライヤーである限り、得られた情報の信頼性には問題が残る」という点に関しても、自社内であっても信頼性に問題がある場合も十分にあり得ますから、内容としてはおかしいと思います。

23 ページ 513 行目から通報制度や苦情処理システムの記述が出てきます。これはこれでよいかもしれませんが、苦情処理に関しては、国連のビジネスと人権に関する指導原則のなかでも3本目の救済のメカニズムの話であって、デュー・ディリジェンスの外の話だと思います。そのあたりのことを書いておかないと、知っている人はよいのですが、そうでない人にとっては突然出てきた話で、意味がわからないと思います。事前にどこかできちんと説明しておく必要があるのではないかと思います。

33 ページに関連して、チョークポイントに対する理解が間違っているのではないかと思います。図ではTier 2のところにはチョークポイントとなっているのですが、これではチョークポイントには見えません。チョークポイントとは地理的にはホルムズ海峡みたいところで、普通は絞られている部分みたいなことを指します。この図では単に合流地点に過ぎないので、隣のTier 1 と何が違うのかといったことが全くわからないと思います。もう少し違った図にする必要があると思います。

36 ページ 776 行目に「チョークポイントとなるようなサプライヤー」の説明として、「たとえば、高リスクな業種や高リスク国で操業し」とありますが、これは高リスクなサプライヤーであって、チョークポイントとは違います。

- **上妻委員**
この記述に関しては、OECD のガイダンスにそのように書いてあります。
- **富田委員**
そうですか。そうであればよいのですが、少なくとも今まで言っていた紛争鉱物などの概念とは少し違うかなと思います。
40 ページ 862 行目のところに、「OECD ガイダンスでは、事業活動と負の影響・リスクとの因果関係を、直接的影響、助長、間接的影響の 3 タイプに分類」とありますが、最後の間接的影響は「関係している」ということなのかなと思うのですが。
- **上妻委員**
それも確か、定義があったと思います。
- **富田委員**
これは指導原則もそうですが、3 分類の 3 つめは直接的に関係しているというもののなので、「間接的影響」という表現ではないのではないかと思います。
- **委員長**
そこはチェックします。
- **富田委員**
だとすると、3 タイプのいずれにも該当しないということはないのではないかと思います。例で挙がっている「自然災害で被災した事業所からの漏洩物等で周辺地域に環境汚染を生じるような事故」というのは明らかに関係していますし、場合によっては直接的影響の可能性すらあると思います。逆に 3 分類があるにもかかわらず、3 分類にないことを言い始めると、デュー・ディリジェンスの対象が何だかわからなくなるので、それもやめたほうがよいと思います。
42 ページ 919 行目の最後の気候変動の Adaptation の「気候変動から受ける影響の特定」という適応(Adaptation)の取組も DD の一環で行うことは妨げません、という記述に関して、デュー・ディリジェンスをどのように定義するのかにもよりますが、先ほど合意した定義からするとこれは入らないのではないかと思います。別のタイプのデュー・ディリジェンスには入ると思いますが、先ほどの定義とは矛盾すると思います。これは環境に与える負の影響の話ではなくて、企業に対する財務的なリスクの話をしているのであって、向きが違うため、ここは別扱いになると思います。
- **委員長**
ここは私が書いた文章から内容が少し削除されてしまったのですが、工場が冠水してそこから油が流出して環境に被害を与える場合もある。そのため、ここに含めることも妨げませんという意味です。
- **富田委員**
そうであればよいのですが。
- **委員長**
違うものだと認識しながらあえて書いていたのですが、その部分が削除されて

していました。

III. 閉会

○ 委員長

この手引書(案)が皆さまのお手元に届いてから本日の検討会まで時間が短かったということもありますので、1週間くらいをメドに御意見や御指摘を事務局にいただければ、事務局と徹底的に詰めていきたいと思えます。

○ 栗野委員

私は、このチョークポイントを出すのが本当によいのかというのが、非常に大きな疑問です。33ページ715行目に、要するに商社のこと書いてあります。日本の状況を考えれば、「では商社に」となって、今までのパターンに終わることになるのではないかと思っています。本当にチョークポイントの考え方を日本に持ち込むべきかどうかというのは相当、慎重に検討したほうがよいと思えます。

○ 委員長

そろそろ時間がきておりますので、本日の議論はこれくらいにして、事務局に戻します。

○ 事務局

先ほど委員長からお話がありましたように、追加の御意見につきましては、恐縮ではございますが、1週間をメドに頂戴できればと思えます。引き続きよろしく願いいたします。

○ 環境省

本日はありがとうございました。検討会の冒頭の「目的」でいろいろと御意見をいただきました。結局は読者の皆さまにどのように肚落ちしていただくかということを議論していくなかで、教科書的な難しい内容になってしまうとついていけないのではないかという意見がありました。そのため、今回の手引書(案)ではかなり簡潔な内容としました。それでは目的は背景がわからず、かえって肚落ちしないのではないかという御指摘を本日の検討会でいただきました。御指摘をふまえて、また検討させていただきます。内容につきましては、メール等でやりとりさせていただければと思えます。

○ 委員長

本日はありがとうございました。

以上